Symantec™ Endpoint Protection および Symantec Network Access Control

シマンテックソフトウェア使用許諾契約



# Symantec™ Endpoint Protection および Symantec Network Access Control シマンテックソフトウェア使用許諾契約

シマンテックコーポレーションおよび/またはその関連会社 (以下、「シマンテック」)は、本使用許諾契約(以下、「本使用 許諾契約」)のすべての条項に同意されることを条件として、 ライセンス対象ソフトウェアをご利用になる、個人、会社、また は法人であるお客様(以下、「お客様」「お客様の」)に対し、 ライセンス対象ソフトウェアの使用を許諾します。ライセンス対 象ソフトウェアをご使用になる前に、本使用許諾契約の条項 をよくお読みください。このライセンス契約は、お客様とシマン テックとの間を法律的に拘束する契約です。ライセンス対象 ソフトウェアのパッケージを開封すること、ライセンス対象ソフ トウェアの封をはがすこと、[同意します]または[はい]ボタン をクリックするかその他の方法で電子的に同意を表明するこ と、ライセンス対象ソフトウェアをロードするか、ライセンス対象 ソフトウェアを使用することにより、お客様は本使用許諾契約 の条項に同意したものとみなされます。お客様がこれらの条 項に同意できない場合は、「同意しません〕または「いいえ」ボ タンをクリックするかその他の方法で不同意を表明し、本ソフ トウェアをそれ以上使用しないでください。他に定められてい ない限り、「」で囲まれた用語は、本使用許諾契約の「定義」 の条項に記された意味を持つものとします。

### 第1条(定義)

「コンテンツアップデート」は、シマンテックの一部の製品で使用される、随時アップデートされるコンテンツを意味します。これには、スパイウェア対策製品向けの最新のスパム対策ルール、ウイルス対策製品やクライムウェア製品向けの最新のウイルス定義、コンテンツフィルタ製品やフィッシング対策製品向けの最新のURLリスト、ファイアウォール製品向けの最新のファイアウォールルール、侵入検知製品向けの最新の侵入検知データ、ウェブサイト認証製品向けの最新の認証済みウェブページリスト、ポリシーコンプライアンス製品向けの最新ポリシーコンプライアンスルール、脆弱性評価製品向けの最新の脆弱性シグネチャが含まれますが、これに限定されないものとします。

「資料」は、ライセンス対象ソフトウェアとともにシマンテックが提供するユーザー向け資料を意味します。

「ライセンス文書」は、ライセンス対象ソフトウェアに対するお客様の使用許諾権が詳細に定義された1つ以上の適用しうる文書を意味し、これには、シマンテックのライセンス証書、シマンテック発行のこれに類似するライセンス文書、本使用許諾契約とともに、または本契約の前後にお客様とシマンテックの間で交わされた契約が含まれます。

「ライセンス対象ソフトウェア」は、本使用許諾契約が含まれている、オブジェクトコード形式のシマンテックソフトウェア製品を意味し、これには、このようなソフトウェアに含まれるか、そのソフトウェアとともに使用するために提供される資料、本使用許諾契約が含まれている資料も含まれます。

「サポート証書」は、ライセンス対象ソフトウェア向けのシマン テックのメンテナンス/サポートをお客様が購入したことを証明 する、シマンテックから送付された証明書を意味します。 「アップグレード」は、一般向けにリリースされていて、シマンテックのその時点でのアップグレードポリシーに準拠したシマンテックの価格表にある旧バージョンのライセンス対象ソフトウェアに取って代わる任意のバージョンのライセンス対象ソフトウェアを意味します。

「使用レベル」は、ライセンスの使用度または使用モデルのことで(これには、オペレーティングシステム、ハードウェアシステム、また該当する場合にはアプリケーションまたはコンピュータのティア制限が含まれます)、これにより、シマンテックは、本使用許諾契約および適用されるライセンス文書に記載されているように、ライセンス対象ソフトウェアの注文時点で有効な、ライセンス対象ソフトウェアを使用する権利を量的に評価し、価格を設定し、使用を許諾します。

### 第2条(ライセンスの付与)

本使用許諾契約の条項をお客様が順守することを条件として、シマンテックはお客様に次の権利を付与します。(i) 本使用許諾契約や適用されるライセンス文書に記載されている数量や使用レベルで、お客様が社内業務を行うためにライセンス対象ソフトウェアを使用するための非独占的で譲渡不可能なライセンス(第16.1 条に記載されている場合を除きます)。(ii) ディザスタリカバリのため(すなわち、ライセンス対象ソフトウェアのプライマリインストールが利用できない場合) に使用したり、インストールしたりできるように、保存のため、ライセンス対象ソフトウェアをインストールしないでコピーを1回だけ行う権利。

# 第 2.1 条 (期間)

本使用許諾契約で付与されるライセンス対象ソフトウェアのライセンスの期間は、第17条に記述がない限り、または、適用されるライセンス文書に記載されている期間限定型または更新サービス型ライセンスに基づく場合など、ライセンス対象ソフトウェアを非永久的に取得した場合を除いて、永久的(第14条に準拠)であるものとします。ライセンス対象ソフトウェアを使用する権利は、適用されるライセンス対象ソフトウェアを使用する権利は、適用されるライセンス文書に示された終了日に消滅し、お客様はその終了日を似ってライセンス対象ソフトウェアの使用を停止するものとします。

# 第3条(ライセンスの制限)

シマンテックの書面による事前の同意なく、以下を実行したり、行わせたり、許可したりすることはできません。(i) 本使用許諾契約に明示的に記述されている場合以外での、ライセンス対象ソフトウェアの使用、複製、改変、レンタル、リース、サブリース、サブライセンス、譲渡、(ii) ライセンス対象ソフトウェアに基づく二次著作物の作成、(iii) ライセンス対象ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル(適用される法令によって許可され、その法令に厳密に従うことを条件に、互換性を実現するためにライセンス対象ソフトウェアを逆コンパイルする場合以外)、(iv) サービスピューロ、ファシリティマネジメント、タイムシェア、サービスプロバイダな

ど、第三者のためにお客様がライセンス対象ソフトウェアを操作または使用する行為に関連したライセンス対象ソフトウェアの使用、(v) お客様以外の関係者によるライセンス対象ソフトウェアの使用、(vi) ライセンス文書またはサポート証書を通じて後継のバージョンを使用する権利を別途取得していない場合の、本使用許諾契約が含まれているバージョン以外の後継のバージョンのライセンス対象ソフトウェアの使用、(vii) 体使用許諾契約または適用されるライセンス文書に基づきお客様に許諾された数量や使用レベルを超えた状態でのライセンス対象ソフトウェアの使用。

### 第 4 条 (所有権)

ライセンス対象ソフトウェアは、シマンテックまたはそのライセンサーの所有財産であり、著作権法によって保護されています。シマンテックおよびライセンサーは、ライセンス対象ソフトウェアの複製、改良版、拡張版、修正版、二次著作物のすべてを含め、ライセンス対象ソフトウェアのすべての権利、権原、権益を保有します。お客様がライセンス対象ソフトウェアを使用する権利は、本使用許諾契約で明示的に付与されている範囲に限定されます。お客様に明示的に付与されていないすべての権利は、シマンテックおよび/またはライセンサーが保有します。

### 第5条(コンテンツアップデート)

お客様のサポート証書に記載されているように、コンテンツアップデートから構成されるかこれを含むシマンテックのメンテナンス/サポートをお客様が購入した場合、メンテナンス/サポートを購入したシマンテックのエンドユーザーのお客様にコンテンツアップデートの提供が開始された場合に、適用されるサポート証書に記載されている期間、ライセンス対象ソフトウェアの一部として、お客様にコンテンツアップデートの使用権が付与されます。それ以外の場合、本使用許諾契約では、お客様がコンテンツアップデートを取得し、使用することを許可していません。

# 第6条(アップグレード/クロスグレード)

シマンテックは、ライセンス対象ソフトウェアをアップグレード する場合(該当する場合)、適用されるライセンス文書に記載 されている数と同じ数のアップグレードの取得のみを許可す る権利があります。既存ライセンスへのアップグレードは、使 用権を与えられたライセンスの数を増やすものではありませ ん。さらに、ライセンス対象ソフトウェアのライセンスをアップグ レードするか、適用されるライセンス文書に記載されているラ イセンス対象ソフトウェアライセンスを購入して、既存ライセン スをクロスグレードする場合(すなわち、機能を上げる場合、 および/または既存ライセンスを新しいオペレーティングシス テム、ハードウェアティア、またはライセンス使用度に移行す る場合)、シマンテックは、お客様がオリジナルのライセンスの 使用を停止することに同意しているという理解に基づき、適用 されるライセンス文書を発行します。このようなライセンスアッ プグレードやクロスグレードは、注文時点での有効なシマン テックのポリシーに基づいて提供されます。本使用許諾契約 では、お客様が購入し、かつシマンテックが権限を付与し適 用されるライセンス文書に記載されているライセンス数を超え る追加のライセンスをお客様に対して別途許諾しません。

### 第7条(保証の限定)

### 第 7.1 条 (媒体の保証)

シマンテックは、ライセンス対象ソフトウェアを有形の媒体を介してお客様に提供した場合、ライセンス対象ソフトウェアが記録されている磁気媒体が、出荷から90日間は、通常の使用で不具合が発生しないことを保証します。シマンテックは、保証期間内であれば、シマンテックに返却された欠陥のある媒体を無償で交換します。ライセンス対象ソフトウェアの媒体の不具合が、ライセンス対象ソフトウェアの不正使用によって生じた場合、上記の保証は適用されません。上記が、シマンテックによるこの保証への違反に対する、唯一かつ排他的な救済となります。

### 第 7.2 条 (性能保証)

シマンテックは、ライセンス対象ソフトウェアが、シマンテックによって提供され、資料に従って使用されている場合、出荷から90日間、資料に合致していることを保証します。ライセンス対象ソフトウェアがこの保証に適合せず、お客様が90日間の保証期間内にシマンテックに対し不適合であることを報告した場合、シマンテックは、シマンテックの妥当な裁量により、(i)ライセンス対象ソフトウェアの補修、(ii)ライセンス対象ソフトウェアと同等の機能のソフトウェアとの交換、(iii) 本使用許諾契約を終了させ、不適合なライセンス対象ソフトウェアに対して支払われたライセンス料金の返金、のいずれかを選択して実施します。ただし、上記の保証は、不具合が、事故、誤用、不正な修正、改変や機能拡張、または目的外の使用等により発生した場合は適用されません。上記が、シマンテックによるこの保証への違反に対する、唯一かつ排他的な救済となります。

# 第8条(保証の免除)

適用を受ける法律により認められる最大限において、第7.1 条および第7.2 条に記載の保証は、お客様に対するすべての保証であり、その商品性、品質、特定目的への適合性、知的財産権の不侵害の黙示的な保証を含む、明示的あるいは黙示的な一切の保証に代わるものです。シマンテックは、ライセンス対象ソフトウェア、コンテンツアップデート、アップグレードがお客様の要望にかなうものであること、ライセンス対象ソフトウェア、コンテンツアップデート、アップグレードの操作や使用に障害が発生しないこと、または誤りがないことを保証または表明しません。お客様には、国や地域によっては、保証について他の権利が与えられる場合もあります。

# 第9条(責任の制限)

適用を受ける法律により認められる最大限において、また、本使用許諾契約で定める教済手段が主たる目的を達することができるかどうかに関わらず、(i) 代替の製品やサービスの調達にかかるあらゆるコスト、利益の損失、利用の損失、データの損失または被損、業務の中断、生産の損失、収益の損失、契約の損失、業務しの信用の損失、または予期される省力化や管理および従業員の時間の損失について、また(ii) 本使用許諾契約から直接的または間接的に発生したかどうかに関わらず、特別、派生的、付随的、間接的損害について、シマンテックまたはライセンサー、販売店、サプライヤまたは代理店がかかる損害の発生を通知されていた場合であっても、シマンテックまたはライセンサー、販売店、サプライヤまたは代理店はそれらの責任を一切負わないものとします。い

かなる場合でもシマンテックの賠償責任が、損害賠償請求の 原因であるライセンス対象ソフトウェアに対しお客様が支払っ た代金を超えることはありません。本使用許諾契約のいかな る内容も、過失による死亡や負傷、法律により除外または制 限されていないこの他の責任に関して、シマンテックの責任 を除外または制限するものではありません。上記の責任限定 および免責規定は、お客様がライセンス対象ソフトウェア、コ ンテンツアップデート、またはアップグレードを返品するか否 かにかかわらず適用されます。

### 第 10 条 (メンテナンス/サポート)

シマンテックは、本使用許諾契約において、ライセンス対象ソフトウェアに対してメンテナンス/サポートを提供する義務はありません。ライセンス対象ソフトウェアのために購入したメンテナンス/サポートは、シマンテックのその時点でのメンテナンス/サポートのポリシーに準拠します。

### 第 11 条 (ソフトウェアの評価)

ライセンス対象ソフトウェアが評価のためにお客様に提供さ れ、シマンテックとお客様の間で、そのライセンス対象ソフト ウェアに関する評価契約を締結している場合、ライセンス対 象ソフトウェアを評価する権利は、評価契約の条項に準拠す るものとします。シマンテックとお客様の間でライセンス対象ソ フトウェアに関する評価契約を締結していない場合に、評価 のためにライセンス対象ソフトウェアがお客様に提供された場 合、次の条項が適用されます。シマンテックは、社内での業 務を伴わない評価の目的でのみライセンス対象ソフトウェア を使用する非独占的、一時的、ロイヤルティ無償の、譲渡不 可能なライセンスをお客様に付与します。このような評価ライ センスは、(i)ライセンス対象ソフトウェアで評価期間が規定さ れている場合、その規定された評価期間の終了日、または (ii) ライセンス対象ソフトウェアでこのような評価期間(以下、 「評価期間」)が規定されていない場合、ライセンス対象ソフト ウェアを最初にインストールした目から60日で終了します。 ライセンス対象ソフトウェアは譲渡できません。また、ライセン ス対象ソフトウェアは、いかなる種類の保証もなしに「現状有 姿のまま」提供されるものとします。お客様には、お客様のシ ステムのバックアップを取るために適切な対策を取り、ファイ ルやデータの損失を防ぐために対策を取る責任があります。 ライセンス対象ソフトウェアには、ある一定の期間後のその使 用を防ぐため、自動的に無効化するしくみを含めることができ るものとします。ライセンス対象ソフトウェアの評価期間の終了 と同時に、お客様は、ライセンス対象ソフトウェアの使用を停 止し、ライセンス対象ソフトウェアの複製をすべて破棄するも のとします。本使用許諾契約の他のすべての条項は、本契 約で許可されているように、お客様によるライセンス対象ソフ トウェアの評価に適用されるものとします。

# 第12条(米国政府の制限された権利)

ライセンス対象ソフトウェアは、FAR 12.212 の規定によって商業用コンピュータソフトウェアとみなされ、場合に応じて、FAR 52.227-19「Commercial Computer Licensed Software - Restricted Rights」、DFARS 227.7202「Rights in Commercial Computer Licensed Software or Commercial Computer Licensed Software Documentation」、その後継規制の規定により制限された権利の対象となります。米国政府によるライセンス対象ソフトウェアの使用、修正、複製のリリース、実演、表示または開示は、本使用許諾契約の条項に従ってのみ行われるものとします。

## 第 13 条 (輸出規制)

お客様は、ライセンス対象ソフトウェア、関連する技術データおよびサービス(「規制対象技術」と総称)が、米国の輸出入 関係法令、特に米国輸出管理規制(EAR)、および規制対象 技術を輸入または再輸出する各様はこれらの法律に違反しないことに同意し、米国の法令に違反していかなる規制対象技術も輸出しないこと、また、輸出許可またはその他の政府承認が必要な国、法人、人物に対して規制対象技術を輸出しないものとします。キューバ、北朝鮮、イラン、シリア、スーダン、および貿易制裁の適用を受けている国への、規制対象技術を含む、シマンテックのすべての製品の輸出または再輸出は禁止されています。お客様は、化学兵器、生物兵器、核、または元のような兵器を搭載可能なミサイル、無人機、または二のような兵器を搭載可能なミサイル、無人機、または元飛翔体に使用する目的で、いかなる規制対象技術も輸出または販売しないことに同意するものとします。

### 第14条(契約の終了)

本使用許諾契約は、お客様がいずれかの条項に違反したときに終了します。契約の終了と同時に、お客様は、ライセンス対象ソフトウェアの使用をすぐに停止し、そのすべての複製を破棄するものとします。

### 第15条(条項の存続)

本使用許諾契約の条項である、定義、ライセンスの制限および知的財産の使用に関するその他の制限、所有権、保証の免責、責任の制限、米国政府の制限された権利、輸出規制、条項の存続、その他については、本使用許諾契約の終了後も存続するものとします。Government Restricted Rights, Export Regulation, Survival, and General.

## 第16条(その他)

# 第 16.1 条 (譲渡)

お客様は、契約や法律の執行によるものかどうかに関わらず、 書面によるシマンテックの事前の承認なしに、本使用許諾契約により許諾された権利のすべてまたは一部を譲渡することはできません。

# 第 16.2 条 (適用法の順守)

お客様は、ライセンス対象ソフトウェアの使用に関して適用される法律、規定、規則のすべてを遵守する責任があると同時に、これらを遵守することに同意するものとします。

# 第 16.3 条 (監査)

シマンテックによって選定され、お客様によって承認された監査人は、適切な通知を行い、通常の営業時間内に、一年に1回程度、ライセンス対象ソフトウェアの使用が本使用許諾契約および適用されるライセンス文書に準拠していることを確認するため、お客様の記録や配備を検査することができるものとします。シマンテックは、この監査の費用を負担するものとします。ただし、規定に準拠せずに使用されている部分のMSRP(メーカー希望小売価格)相当額が、規定に準拠した配備のMSRP相当額の5%を超えることが監査によって実証された場合を除きます。このような場合、お客様は、過剰配備されたライセンス対象ソフトウェアに対応した適切な数のライ

センスを購入し、その監査にかかった監査人の妥当な実際の 料金をシマンテックに返済するものとします。

### 第16.4条(準拠法、可分性、権利放棄)

お客様が北米や南米にお住まいの場合、本使用許諾契約は、米国カリフォルニア州法が適用されます。お客様が中国にお住まいの場合、本使用許諾契約には、中国法が適用されます。それ以外の場合、本使用許諾契約には、英国法が適用されます。これらの準拠法は、国際物品売買契約に関する国際連合条約およびその修正条項とは排他的であり、また抵触法の原則は適用されません。本使用許諾契約の条項の一部または全部が違法または執行不可能であることが判明した場合、それらの条項は許容される最大限まで執行されるものとし、本使用許諾契約の残りの条項は効力を有するものとし、本使用許諾契約の違反または不履行の権利放棄は、その後に発生する違反または不履行の権利放棄とはみなされません。

### 第 16.5 条 (サードパーティプログラム)

このライセンス対象ソフトウェアには、オープンソースのフリーウェアライセンスで利用可能なサードパーティのソフトウェアプログラム (「サードパーティプログラム」)を含めることができるものとします。本使用許諾契約では、オープンソースのフリーウェアライセンスでお客様が有することのできる権利または義務は変更されないものとします。そのライセンスにこれと異なる規定があっても、本使用許諾契約における保証の免責および責任の制限の条項は、そのようなサードパーティプログラムに適用されるものとします。

### 第 16.6 条 (カスタマサービス)

本使用許諾契約についてご質問がある場合や、その他の理由で連絡が必要な場合は、下記までご連絡ください。(i) Symantec Enterprise Customer Care, 555 International Way, Springfield, Oregon 97477, U.S.A.、(ii) Symantec Enterprise Customer Care Center, PO BOX 5689, Dublin 15, Ireland、または (iii) Symantec Enterprise Customer Care, 1 Julius Ave, North Ryde, NSW 2113, Australia。

# 第 16.7 条 (完全な合意)

本使用許諾契約および関連するライセンス文書は、ライセンス対象ソフトウェアに関するお客様とシマンテックの間の完全かつ排他的な合意であり、その内容にかかわる以前の口頭または書面による通知、提案、表明に優先するものとします。本使用許諾契約は、お客様の発行した発注書、注文書、確認書、その他の文書に発項の矛盾または追加があっても、たとえ署名され返却されたものであっても、それらに優先します。本使用許諾契約は、本使用許諾契約に付随するライセンス文書によってのみ修正することができます。

# 第 17 条 (追加条項)

お客様がライセンス対象ソフトウェアを使用する場合は、上記の条項および次の条件に従うものとします。

# 第 17.1 条

お客様は、本使用許諾契約および適用されるライセンス文書によって許諾されたユーザー数および使用レベルで、ライセ

ンス対象ソフトウェアを使用できるものとします。ライセンス文書は、お客様が、複製を作成し、使用する権利を証明するものとします。本使用許諾契約では、「ユーザー」とは、ライセンス対象ソフトウェアの使用をお客様が認定するか、その使用により利点を得られる個人および/またはデバイス、またはライセンス対象ソフトウェアの一部を実際に使用する個人および/またはデバイスを指します。

### 第 17.2 条

本使用許諾契約の規定に関わらず、ライセンス対象ソフトウェアが Symantec Endpoint Protection である場合、そのソフトウェアのそれぞれの (物理および/または仮想) インスタンスには使用許諾が必要です。本ソフトウェアの設定手順またはインストール手順を実行することで、ソフトウェアの「インスタンス」が作成されます。また、既存のインスタンスを複製することにより、ソフトウェアの「インスタンス」が作成されます。ソフトウェアには、本ソフトウェアの「インスタンス」も含みます。ソフトウェアをメモリにロードしたり、1つ以上の命令を実行したりすることで、ソフトウェアの「インスタンスが実行」されます。インスタンスを実行すると、メモリから削除されるまで、(命令を実行しているかどうかに関わらず)インスタンスを実行しているものとみなします。

### 第17.3条

第17.2条の規定に関わらず、お客様がSymantec Endpoint Protection (「SEP」)を Microsoft Windows パージョン 7 オペレーティングシステム(「Windows 7」)上で使用している場合、かつ SEP を実行している特定の Windows 7 オペレーティングシステムが "Windows XP モード"機能の使用を許可している場合、次の条項が適用されます。実行されている SEPのインスタンス (物理および/または仮想)ごとに Windows XP モード機能を使用して 1 つの SEP の追加インスタンスを追加ライセンス費用なしで実行できる例外を除き、ライセンスが必要です。 Windows XP モード機能を使用して 2 つ以上の SEP の追加インスタンスを実行するには、各追加インスタンスに対応する追加ライセンス費用をお支払いいただく必要があります。

# 第 17.4 条 (プライバシーおよびデータ保護)

- 1. ライセンス対象ソフトウェアのインストールに関する情報。 この情報は、ライセンス対象ソフトウェアのインストールが 正常に完了したかどうかをシマンテックに示すもので、シ マンテック製品のインストール成功率を評価および改善 する目的でシマンテックにより収集されます。この情報は 個人情報と関連付けられることはありません。
- 2. 潜在的なセキュリティリスクの情報と、いままで表示したウェブサイトでライセンス対象ソフトウェアが詐欺の可能性があるとみなしたサイトの URL 情報。この情報は、悪質な動作、潜在的な詐欺サイト、その他のインターネットセキュリティリスクを検出するシマンテック製品の機能を評価し、改善する目的で収集されます。この情報は個人情報と関連付けられることはありません。
- 3. マルウェアとして特定された移植可能な実行形式ファイル。これらのファイルは、ライセンス対象ソフトウェアの自動送信機能を使用してシマンテックに送信されます。収集されたファイルは、マルウェアによって許可なく収集された個人情報が含まれている可能性があります。この形式のファイルは、悪質な動作を検出するシマンテック製

品の機能を改善する目的でのみ収集されます。シマンテックは、これらのファイルと個人情報の関連付けを行いません。この自動送信機能は、該当する製品の資料に記載されている手順に従って、インストール後に非アクティブにできます。

- 4. ライセンス対象ソフトウェアをインストールしているとき、 初期設定中にデバイスに指定した名前。収集された場合、シマンテックは、お客様が追加サービスの受信を選択したり、ライセンス対象ソフトウェアの特定の機能を使用したりできるデバイスのアカウント名としてその名前を使用します。アカウント名は、ライセンス対象ソフトウェアのインストール後にいつでも変更できます(推奨)。
- 5. ライセンス対象ソフトウェアを使用する移動通信デバイス 用のIMEI (GSM 端末識別コード: International Mobile Equipment Identity) および IMSI (移動加入者識別 コード: International Mobile Subscriber Identity)。この情報は、ライセンス対象ソフトウェアのコンテンツアッデートを受ける権利のある通信デバイスを識別可能にすることを目的として収集されますこの情報は他の個人情報と関連付けられることはありません。
- 6. シマンテック製品の機能を分析および改善する目的で 利用されるその他の情報。この情報は個人情報と関連 付けられることはありません。

### 17.5.

Symantec Protection Suite Enterprise Edition または Symantec Protection Suite Enterprise Edition for Endpoints の一部として Symantec Network Access Control (「SNAC」)のライセンスを保有している場合、使用できるのは SNAC のセルフェンフォースメント機能のみであり、SNAC のその他の機能は使用できません。Symantec Protection Suite Enterprise Edition for Gateway の一部として SNAC のライセンスを保有している場合、使用できるのは SNAC の ゲートウェイエンフォースメント機能とオンデマンドクライアント機能のみであり、SNAC のその他の機能は使用できません。

### 17.6.(プライバシーおよびデータ保護)

ライセンス対象ソフトウェアでは、そのソフトウェアがインストールされているデバイスから、次のような情報を収集することがあります。

- 1. ライセンス対象ソフトウェアのインストールに関する情報。 この情報は、ライセンス対象ソフトウェアのインストールが 正常に完了したかどうかをシマンテックに示すもので、シ マンテック製品のインストール成功率を評価および改善 する目的でシマンテックにより収集されます。この情報は 個人情報と関連付けられることはありません。
- 2. 潜在的なセキュリティリスクの情報と、いままで表示した ウェブサイトでライセンス対象ソフトウェアが詐欺の可能 性があると見なしたサイトの URL 情報。この情報は、悪 質な動作、潜在的な詐欺サイト、その他のインターネット セキュリティリスクを検出するシマンテック製品の機能を 評価および改善する目的で収集されます。この情報は 個人情報と関連付けられることはありません。
- 3. マルウェアとして特定された移植可能な実行可能ファイル。これらのファイルは、ライセンス対象ソフトウェアの自動送信機能を使用してシマンテックに送信されます。収集されたファイルには、マルウェアによって許可なく収集

された個人情報が含まれている可能性があります。この 形式のファイルは、悪質な動作を検出するシマンテック 製品の機能を改善する目的でのみ収集されます。シマ ンテックは、これらのファイルと個人情報の関連付けを行 いません。この自動送信機能は、該当する製品の資料 に記載されている手順に従って、インストール後に非ア クティブにできます。

- 4. ライセンス対象ソフトウェアをインストールしているとき、 初期設定中にデバイスに指定した名前。収集された場合、シマンテックは、お客様が追加サービスの受信を選択したり、ライセンス対象ソフトウェアの特定の機能を使用したりできるデバイスのアカウント名としてその名前を使用します。アカウント名は、ライセンス対象ソフトウェアのインストール後にいつでも変更できます(推奨)。
- 5. ライセンス対象ソフトウェアを使用する移動通信デバイス 用の IMEI (GSM 端末識別コード: International Mobile Equipment Identity) および IMSI (移動加入者識別 コード: International Mobile Subscriber Identity)。 この情報は、ライセンス対象ソフトウェアのコンテンツアップデートを受ける権利のある通信デバイスを識別可能にすることを目的として収集されます。この情報は他の個人情報と関連付けられることはありません。
- 6. シマンテック製品の機能を分析および改善する目的で 利用されるその他の情報。この情報は個人情報と関連 付けられることはありません。

上記のように収集された情報は、シマンテック製品の機能を 最適化するために必要なものであるため、このような情報が 米国またはその他の国のシマンテックグループに送信される 場合があります。それらの国ではデータ保護の規制がお客様 の居住する地域(欧州連合を含む)に比べて緩い場合があり ますが、収集された情報が送信された場合には、適切なレベ ルで保護されるようシマンテックは措置を講じています。シマ ンテックは、法律によって要求または許可された場合、召喚 に応じる場合、その他の法的な手続きの場合に、法執行機 関関係者から要請があれば収集した情報を開示することがあ ります。インターネットセキュリティリスクへの注意の喚起、その 検出と防止のため、シマンテックは一定の情報を、研究機関 や他のセキュリティソフトウェアベンダーと共有することがあり ます。また、セキュリティリスクの傾向を追跡し、それについて のレポートを発行するため、シマンテックは収集した情報から 得た統計データを使用することがあります。本ライセンス対象 ソフトウェアを使用することで、お客様は、これらの目的のた めにシマンテックが情報の収集、転送、保存、開示、分析を 行うことに同意するものとします。

Symantec Endpoint Protection Manager や Gateway Enforcer などの機能は、お客様の持つ、プライバシーに関する方針の条項に準拠して、ユーザー名などの個人情報や、個人情報との関連付けが可能な非個人情報を、お客様側でのみ収集、保存することができます。お客様がこの情報を自発的に提供しない限り、この情報はシマンテックにより送信または保存されることはありません。

GLB ENT EULA TEMPLATE v.1.0\_STD English\_SYMC Endpoint Protection 31July2009